

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：17102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23652191

研究課題名(和文) 臨床人類学 文化相対主義とのつきあい方

研究課題名(英文) Clinical Anthropology: A Way of Relating to Cultural Relativism

研究代表者

飯嶋 秀治 (IIJIMA, SHUJI)

九州大学・人間・環境学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：60452728

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円、(間接経費) 510,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はオーストラリア先住民世界の「北部準州緊急対策/介入政策」を対象に「臨床人類学 文化相対主義とのつきあい方」を主題として文献・現地調査・成果報告を目指した。

オーストラリアの先住民関連機関では(1)先住民が多数派の機関ではそもそも文化相対主義が発生しにくいこと、(2)非先住民が多数派の機関では文化アドバイザー やインタープリターの活用、(3)非先住民だけの機関でもその一部には自らの自文化中心主義を飼いならしを行っていることが明らかになった。

但し文献の精査は満足ではなく守秘義務がある機関での調査は不十分で理解が自動的に解決ではないので、本研究を入り口とした研究の深化が必要となる。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study was to investigate literature, several organizations, and ways of relating to cultural relativism in the Northern Territory Emergency Response or Intervention policy in Australia.

We found three ways of domesticating cultural relativism;(1)In the case of indigenous organization, basically cultural relativism does not matter.(2)In the case of non-indigenous organization, many organizations hired cultural advisers or temporal cultural interpreters. (3)At least in some non-indigenous organizations, those staffs tried to domesticate their own ethnocentrism.

But as a matter of course, in this study, just to understand does not mean to fix the problems. So we have to study how to fix it for the future.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文化人類学・民俗学

キーワード：文化人類学 臨床心理学 つきあい方 オーストラリア先住民 暴力 虐待 介入 文化相対主義

## 1. 研究開始当初の背景

文化人類学の歴史において、クリフォードらがその「詩と政治」を公にし始めた1986年は象徴的意味を持っていたといえよう。そこで、文化の概念が、「消滅の語り」から「生成の語り」へと転回したことで、現代の文化人類学の、少なくとも一つの潮流が始まった。ところが、この「生成の語り」は、特に近年のネオリベラリズム的潮流の中で生成してきたと思しき「暴力」現象に立ち会った時、一つの難問に直面することになる。暴力を典型とする現象も一つの生成する文化の在り方なのだとすれば、それを相対主義の原則から擁護すべきなのか、それとも人権のような普遍主義の原則から介入すべきなのか、「文化相対主義／普遍主義」の問題である。

この種の問題に対し、文化人類学の語彙はそれほど豊かではない。例えば明晰な議論で名高い論文「差異のとらえかた」において、浜本満[1996]は、「相対主義／普遍主義」の二項対立に「自文化中心主義／反・自文化中心主義」の二項対立を組み合わせることで、「自文化中心主義」的「相対主義／普遍主義」に対して、「反・自文化中心主義」的「相対主義／普遍主義」の意外な親和性を指摘した。だが、目前の「暴力」と思しき現象に立ち会った時、「私には暴力に映るが、これは私がこれまで知っていた暴力と同じものだろうか…」と「反・自文化中心主義」に立つことは、人工知能のフレーム問題のように、論理空間上で無限に自己懐疑を始める回路に足を踏み入れることを意味してしまう[マッカーシーら1990]。

こうした問題に気づいてか、日常実践への密着を主張する「実践的文化相対主義考」で、松田素二[1997]は、実感による異文化通交的跳躍が、近代の認識支配に対する目前の問題への微細な抵抗戦術になり得ることを指摘した。しかし、この実感による異文化通交的跳躍は、「文化相対主義」の議論を「忘れさってみる (unlearn)」[スピヴァック 1998]議論と重複する。だがこうした議論は、今度は調査者の「実感」に依拠して、あらゆる「実感」を「近代的認識支配」への「抵抗」として是認する危惧に駆られることになる。

双方の議論は文化人類学に立ち現れた新たな現象に、濃やかについてゆけなかった初期の思索と位置付けられよう。「反・自文化相対主義」を理想としながら、どのようにに実際の場面でも「抵抗」という名の下での「自文化中心主義」に落ち込まないようになれるのか。

申請者自身はこうした「暴力」問題に、国外のオーストラリア先住民のフィールドで「理解」してきた[飯嶋 2001, 2002, 2004, 2005, 2007, 2008]のと並行して、国内では「騷」という文化的名の下での「虐待」問題に「介入」してきた[井生・飯嶋 2007; 田嶋・飯嶋 2009; 飯嶋 2010a]。そうすることで、いわば事態に対して両側面から関わる機会に恵まれてきた。その結果、両先行研究の間には、複数の可能性があり得るのにも関わらず、この間を捉える語彙が不足

しているために、殆どの論者が議論を通してきてしまっていることに思い至った。そうした現場はクリティカルな判断が問われるがゆえに創造的であらざるを得ない臨床的な現場であり、これが本研究課題を「臨床人類学—文化相対主義とのつきあい方」とした理由である。

## 2. 研究の目的

こうした問題を考えるのに、オーストラリア北部準州の先住民の児童性虐待への疑惑に端を発して開始された「北部準州緊急対策／介入政策」での議論は興味深い。

そこでは、ネオリベラリズム政策の背景下で生成してきた暴力の報告[Memmott1990; Bell1991; Loyd&Rogers 1993; Memmott2001etc.]に基づいて、『私たちの子どもは聖なるもの』報告書[2007]が作成された。だが2007年よりハワード首相(当時)が実施した「北部準州緊急対策」の提案は、アボリジニ信託領の入領許可制度を停止し、キャンベラからアボリジニ信託領に直接警官隊を送り込み、政府が福祉手当の収入を管理するなど、強硬な姿勢を先住民につきつけるものであった。このため、この政策は「同化政策」の再来とも言われ、現在も反対意見が多い。

ところが他方で、この施策の半年後に複数の機関により行われた中間調査報告[C. L. C. 2008; Shaw et al. 2008etc]のなかには、遠隔地先住民コミュニティでも警察官が見守るようになり、福祉年金が全て飲酒等に使われなくなり、コミュニティストアが充実したこと等に関しては肯定的な評価を受けており、こうした中間報告に基づいた評定委員会の報告書[NT Emergency Response Review Board2008]が作成されている[飯嶋 2010b]。先住民政治家のピアソンや人類学者のサットンもこの政策を擁護する姿勢を崩しておらず、現在は試行期間の5年を終えてなお、類似政策が他州でも進行し未だ議論の渦中にあると言えよう。

この一連の議論を受けて俄かに活気づいたのが、福祉と公衆衛生の領域である。これらの領域は先住民の暴力の向こう側／手前で、平均寿命の短さや、罹患率の高さ、犯罪率の高さなどを論拠に自主決主義政策 (self-determination policy) に大きな疑問を呈し、先住民の健康問題の社会決定主義 (social determinism) を主張し、いわば労働資源を巡る生-政治紛争が生じている。これらの文献はこれまで申請者が行ってきたオーストラリア先住民研究の主題群[飯嶋 2001, 2002, 2004, 2005, 2007, 2008]とは大きく異なるため、この問題群の文献的整理を行わねばなるまい。

その後の現地調査で、上述したような文化人類学の課題に直面しているのは、コミュニティに暮らす先住民自身である以上に、暴力・福祉・公衆衛生の支援をしているエージェントである。このため、2年目はこれまで申請者がフィールドで注目してきた物質関連障害や公衆衛生の支援組織の調査に当て、彼らがどこで文化的「受容」と人権の「介入」の基準を切り替えるのかを参与観察することにする。

このような背景と現状に照らし、本研究では、2007年よりオーストラリアで焦眉の的の一つとなってきた、オーストラリア北部準州先住民の児童性虐待疑惑問題に端を発した「北部準州緊急対策／介入政策」関し、「臨床人類学—文化相対主義とのつきあい方」を大きな主題とし、暴力、福祉、健康という3つの視点から調査と考察を進める。この目的のために、年度ごとにおおよそ下記のような研究を行った。

### 3. 研究の方法

第一の研究方法は、平成23年におこなう文献研究における争点の精査である。2007年以來、オーストラリアでは「北部準州緊急対策／介入政策」について、数多くの書籍が出版されており、申請者はこれらの主要書籍や公刊された報告書も既に目を通している。

しかし、そうした公刊された書籍や報告書には死角が潜んでいる。具体的には、歴史的な文脈、経済的な文脈、政治的な文脈に関する死角であり、暴力問題にせよ、福祉問題、公衆衛生問題も、何も2007年に始まった訳ではない。

通常の文化人類学的研究主題とは異なり、「文化相対主義とのつきあい方」を探求するので、こうした通時的・共時的死角に参照枠組みを広げようと争点を析出することが必須の作業であり、さもないと、文化人類学的自文化中心主義に落ち込んでしまうであろう[cf. IJIMA2007]。

第二の研究方法は、平成24年の2月～3月、8月～9月、2013年の2月～3月の6ヶ月に行う、現地の暴力・福祉・公衆衛生の支援をしているエージェントの研究である。

具体的には、これまでの現地調査で研究者としての接近が難しいことが分かっている警察や救急、病院などへの組織は予め外し、また施設側から守秘義務や時間の都合を理由に断られた遠隔地研究センターや州立家族支援部門及び児童支援部門は外れたが、①先住民物質関連障害施設、②先住民郊外パトロール、③若者たちを中心とした解毒施設、④先住民男性健康センター、⑤先住民遠隔可動組織への調査が可能になった。

これらのエージェントは、同じく暴力・福祉・公衆衛生の支援をしているエージェントのなかでも、第一に高齢者を対象としている施設から若年者を対象としている施設がある。第二に都心部を対象とする施設から遠隔地を対象とする施設がある。第三に非先住民職員を中心とする施設から先住民職員を中心とする施設まである。第四に事後ケア施設から予防施設まである。最後に「北部準州緊急対策／介入政策」以前に設立された施設からその後設立された施設まである。

いずれも、制度間のはざまを担当する専門家がない異文化間領域に直面し、そこで「暴力」と思しき喫緊な課題に直面するために実際の判断を迫られる点では、「文化相対主義とのつきあい方」を複数の基準から検討するのに、豊富な姿勢と言説を学べ

ることが期待し得る。

またこうした研究成果の公表の仕方としては、科学研究費の報告書は電子ファイル化して提出することだけが義務付けられているので、そうした報告に加え、公表しにくい問題に関しては、私家版で報告書を印刷することを検討する。また機会をとらえて、平成23年から25年にかけて、日本文化人類学会、日本宗教学会の全国学会に加え、中部人類学会研究会、西日本宗教学会、国立民族学博物館研究会などの地方学会で発表をする。

### 4. 研究成果

#### ①文献研究について

文献研究については、国内でも歴史学[藤川2007]、政治学[尾張2012]、社会学[塩原2013]がまとめているので申請者が対象としている地域を包括する文脈を知るには大いに参考にした。

#### ②現地調査について

現地調査に関しては、上述した5施設への調査が可能となったが、ここでは上述した複数の可能性を本研究主題（文化相対主義の飼いならし）に沿って、一方に先住民を主体とする機関を置き、他方で非先住民を主体とする機関を置くことにする。

- (A) 先住民郊外パトロール
- (B) 先住民男性健康センター
- (C) 先住民遠隔可動組織
- (D) 若者たちを中心とした解毒施設
- (E) 先住民物質関連障害施設

なお、この序列は先住民職員の絶対数ではなく、母集団に占める先住民職員の割合である。

#### (A) 先住民郊外パトロール

先住民パトロールはアリス・スプリングス近辺を昼夜2組でパトロールする機関であり、職員10名は全て先住民である。この機関には3日を昼パトロールで参与観察、3日を夜パトロールで参与観察した。

彼らの主な仕事はアリス・スプリングスの周囲に24存在するタウン・キャンプ及び街中の先住民の家の巡回である。昼は老人の家の見回り、夜はキャンプ間を徒歩で移動しようとする児童や老人の援助をすることが多い。夜は酔漢がタクシー代わりにパトロール車を呼ぶこともあり、その見極めは3人組の職員が行い、仕事を終えた後は報告書とその都度作成する。

この機関で参与観察して気づいたのは、先住民職員が先住民を支援する場合には「文化相対主義」は発動しない、ということである。実際には英語しか話さず他州都市生まれの先住民職員もいるが彼らは主に事務を担当している。現場の職員はアリス近辺で生まれたか育った職員なので、親族体系も生きていた。(なお、先住民機関の家族支援センターの職員インタビューのみ行えたが、そこでも同様の状況であった。)

#### (B) 先住民遠隔可動組織

遠隔可動組織は、週日の8時 - 5時で、北部準州のほぼ南半分の地域において問題を抱えた未成年の保護をする機関であり、職員5名中3名が先住民である。この機関に関しては現場に行くわけにはいかないの

で現場に向かう男性職員にインタビューを行った。

彼らの主な仕事は、北部準州の南半分の地域から家族に問題を抱えた未成年先住民がいた場合、週末であっても現場に飛び、当該未成年の健康をチェックし、面倒を見る家族や親族がいないかどうか、いない場合にどこの機関につながかを検討し、ケースごとに報告書を作成する。

現場に向かう職員は先住民であり、申請者がインタビューした職員は当該職に就く以前から社会福祉の業務に就業して数十年のベテランであった。このため、出身地や言語は別なのだが、先住民文化には精通しており、ここでも現場では「文化相対主義」はほぼ発動しない。むしろ彼らの工夫は職員でも識字が困難なので、業務後の報告書作成などにあるようであった。

#### (C) 先住民男性健康センター

男性健康センターは、週日の8時 - 5時で、市内の野宿状態に近い先住民にシャワー、トイレ、軽食、カウンセリング、ジム機能を提供する機関であり、職員6名中3名が先住民であった。この機関には1週間の参与観察をした。

彼らの主な仕事は、市内の野宿状態にある飲酒耽溺先住民男性を中心に、朝にシャワー、トイレ、髭そり、軽朝食、植物育成、心理カウンセリングの機会を与え、また毎週、解毒作業の一環として、飲酒耽溺から立ち直った先住民の体験談を聞かせてきた。この機関で介入に入るのは心理カウンセリングと使用者が突発的におこす喧嘩や引き付けの対処時である。このうちカウンセリングには守秘義務があり、また喧嘩に関しては話を聞いたのみであったが、引き付けは目前で生じた。

この機関では3人いる先住民職員のうち、2人は事務職で英語に堪能であったが、もう1人は地元付近に生育した先住民であり、誰がどのような問題を抱えているのかを熟知していた。そのため喧嘩が生じた場合、その人物は以降締め出されるという。また引き付けなどの場合も「文化相対主義」は発動しない。つまり、理由がどうあれ行動の次元で対処しているようであった（なお、北部準州の家族支援センターでも職員インタビューを行ったがそこではほぼ非先住民が占める中でも「文化アドバイザー」として地元の先住民を雇用していた）。

#### (D) 若者たちを中心とした解毒施設

若者たちを中心とした解毒施設では、ほぼ24時間体制で、先住民の若者たちを中心とした解毒する機関であり、職員には出入りがあるが12名いる職員のうち1人を除くと全て非先住民であった。この機関には1週間程度の参与観察をおこなった（夜間は除く）。

彼らの主な仕事は、非機能家族の若者たちに夜間就寝、コンピューター学習、食事、動物飼育の機会を与え、数ヶ月に一度、先住民遠隔地コミュニティの協力を得て、の旅の機会を提供し、先住民にとってのカントリー（大地）の意味の学習機会の提供に努めてきた。発足をさせたのは、主流社会の男性たちだが、先住民職員も働いている

（が職員の出入がある）。施設には上限6名の未成年が暮らせるようになっていて、こうした児童は(a)もともとはコミュニティ周囲のパトロールで放浪している児童を誘う形で始まり、現在は有名になって(b)他州の諸施設からの依頼を受けて預かっていることもある。預かった後は病院で病気のチェックを受け、施設で暮らせるようになるが、施設内での薬物利用、性交、暴力は許されず、暴力沙汰の場合には警察が呼ばれる。

この機関では(a)の経路でも基本的に相手の意向に逆らった介入はしないので非先住民職員が主でも問題は生じにくい。けれども、先住民遠隔地コミュニティの協力で行う場合、事前に失礼な行動をとらないことが申し伝えられ、旅程でそうした行動が出ればその事前通告を思い出させる。また、申請者は立ち会わなかったが夜に施設外に出ようとして攻撃的になる児童もいるという。こうした場合も焦点は行動面にあり、薬物利用、性交、暴力の何れに文化的な理由があろうが許されない。ある意味こうして介入点を最小限化することで「文化相対主義を飼いなら」している、とも言えよう。

#### (E) 先住民物質関連障害脱解毒施設

先住民物質関連障害脱解毒施設は、アリス・スプリングスの郊外で営まれる24時間施設であり、脱解毒に同意した先住民が2人1ユニットを与えられ、解毒期間をジム、食事、音楽、簡単な作業などを学びながら過ごしてゆく。

この施設に関しては、申請者のホストファミリーの一員が入所したので見学したのみで職員インタビューなどは行っていないが、職員は全員が非先住民であった。数日通う中で、申請者の脇で入所者同士での諍いが生じたことがあったが、敷地が広大であったため、職員がそうした諍いに気づいていなかった。そこで職員に注意を促すと、直ぐに男性職員に連絡が行き、彼がそこに向かうことがあった。

ここでも介入点を最小限化することで「文化相対主義を飼いなら」している、とも言えよう。

#### (F) その他

その他、断片的ながら気づいた点を2点加えておこう。

(a) 1点目は、(C)や北部準州の家族支援センターで雇用している心理カウンセリングのカウンセラーであるが彼らはまず間違いなく非先住民であり、カウンセリング・ルームでの対話は先住民文化への理解は基礎的な知識以上は特に配慮されずに行われている可能性がある。これについてはカウンセリング自体が守秘義務内になるので、今回の研究では接近し難かった。

(b) 2点目は本報告書には間に合わなかったが、先住民コミュニティに介入に入る社会福祉学の博士課程の実務者が行った研究である。これは博士論文が公開された段階で考察に含めるが、非先住民ソーシャル・ワーカーが先住民コミュニティに入ると、政府の基準での「虐待」があちこちに観察されるので、その場合、コミュニティ

に普遍的な現象かどうかで、介入点を絞り込むのだという。こうして、非先住民職員が介入する際には、こうした「文化相対主義を飼いならし」を行っていると言えよう。③研究成果還元について—暴力・社会福祉・健康からの考察

念のために確認しておこう。文化人類学の領域には、かつても現在も、現地の問題へとコミットする系譜があった。アクション・リサーチ、フォックス・プロジェクト、新しい社会運動論、開発人類学、公共人類学などである。しかしこれらの系譜にあっては、本研究の問題は問題にならない。なぜなら、それらの研究では、予めコミットメントが前提とされているからである[飯嶋 2009]。そうではなく、申請者が問うているのは、そのように態度決定していない研究者も直面しうる、現場での身の処し方である。

こうした文脈の不在状況において、これまでの文化人類学のパラダイムでは、消滅の語りから生成の語りへと転回してきた。だが、ネオリベリズム的背景で生成してきた暴力現象などに直面した時の人類学の議論は、平たく言えば自己懐疑を薦めるか[浜本 1996]、自己受容を薦め[松田 1997]、実際のな場面で身の処し方については殆ど指針のないものであった。

「臨床人類学—文化相対主義とのつきあい方」では、こうした実際のな場面のとなり易い暴力・福祉・公衆衛生の支援をしているエージェントの側から研究対象とすることで、懐疑のエポケーにも省察なき実践にも落ち込まない複数の実際のな身の処し方（文化相対主義とのつきあい方）という独自の領域を開くことにあった。

歴史的な文脈に関しては、日本宗教学会での諸発表で行い、現場での介入に関しては日本文化人類学会や地方分科会での研究で行ってきたが、本研究ではまだ研究は帳に着いたばかりで本研究課題が十全に解明されるには、今回の5施設以外の警察、医療、社会福祉といった「生きているコミュニティ」の現場に介入する領域に直接接近できていないことは今後の課題にせざるを得ない。こうした領域には守秘義務や緊急性があるので人類学者が接近できないで来たのであるが、これを射程外に置くのではなく、接近法の工夫が必要となる。

申請者が本研究中に接近しえた先住民諸機関での職員は筆者の同年代前後の世代であり、1970年代後半から多文化主義政策をとってきたオーストラリアでは、多くの職員がそうした思考を身につけている。加えて、1990年代からの世界の先住民の国際年による先住民性の公共の場での称揚を経ている。それは、かつての同化政策への批判や「盗まれた世代」の謝罪を共有していることを意味している。

そうした文脈で2007年に導入されたのが「北部準州緊急対策／介入政策」であった。その実態としての児童性虐待の根拠はいまだに危ういものがある。けれども、他方でそうした性暴力は露見しないのが普通であることも胆に銘じなければならない[Agaard 2010; cf. 石川編 2008]。そうすると、

当然、先住民家族への暴力（虐待を含む）への非先住民の介入は、一方でオーストラリアの国民に「同化政策」の二の舞を想起させるために強い批判の対象になり[窪田 2009; 塩原 2013 etc.]、他方でそれを放置した結果として家庭内暴力や児童虐待への介入を手遅れにさせる危険性[飯嶋 2014 etc.]との板挟みになる。

こうした中で申請者が研究してきた (A) (B) の2施設で観察されたのは一方で先住民文化を身につけた先住民自身が現場に就くことで「文化相対主義を飼いならし」仕組みであった。そこではそもそも「文化相対主義」を発生させない。細かく言えば、同じ先住民のなかにも出生、言語、職歴などの差異を孕んでいるが、今回の研究ではそこまでの詳細は分からなかった。ただしこの方法では、研究者にとって、あまり大きな示唆にはなるまい。せいぜい、現地の生活世界に参与観察して、現地の文化を身につけるといふ事であって、それは先行研究に見た浜本—松田路線の問題へと回帰する。

けれども、施設 (C) (D) (E) ではほぼ共通して、先住民職員であれ、非先住民職員であれ、「物質関連障害」「性交」「暴力」といった行動面への焦点を絞ることで、いわば「最小限のユニヴァーサル・コード」の共有を行うことで「文化相対主義の飼いならし」を行っていた。むろんこれは施設内の時空であるからこそそうしたコードの共有ができたと言えるであろう。だが、「これだけは」という点に絞り込んで、介入するトリアージ[ファーナー 2011 (1997); cf. 国際災害研究会 2003]の発想は、どの現場でも研究者がその環境に従って重要視されるものを最小化して臨むことは可能になるであろう。

さらに (F) の (b) で示唆したように、非先住民職員であっても、国民国家的な抽象的基準を現場で実践的に飼いならしめてゆく方法がありうる。文化人類学は当事者の視線、もっと言えば「発言」を重視する風潮があるので、逆に言うと現地人が言説化するまでは態度決定ができないという恨みがあった[飯嶋 2012]。けれども、目前で「暴力」と思しき現象が生成しつつあるとき、その判断の基準は実用的とはいいたい。なぜなら、(1) 殴られたり蹴られたりしている当事者はそれへの対処に必死になっており、第三者に訴える余裕などない、(2) 被害が当該環境で公共的に問題化しにくい事態の場合言説化されにくい、(3) 二者間に身体社会経済的な格差がある場合、事態は潜在化しやすいなどの理由があるからである。そうすると、言説化以前の表情や行動や状況を研究者が「読み込む」行為が必要になってくるが、これは参加者を前提とした開発人類学や争点を公共化する公共人類学とも異なった必要性なのである。その際に異文化境界で介入する実務者たちがどのような飼いならしの技法を用いているのかが私たち研究者にとって必要になってくるのである。

だが、こうした現場での実践の工夫が、他方で大きな政策（「北部準州緊急対策／介

入政策)とどのような関係にあるのか、また、こうした質的な考察が、全体としてのある一定数に達した時、どう判断されるのか(本研究も終了に接近した3月21日 The Guardian 紙3月21日号で、ニューサウスウェールズの先住民児童被養護者の数が前世紀以上の数になっていると報じられた)、という議論は今後開かれねばなるまい。

さらに「暴力」では緊急事態なので許容されがちな介入は、「社会福祉」の領域では人間にとって何が損傷となるのか、また「健康」の領域では人間にとって何が幸福になるのかを巡って基準が多面的になり、議論が長引くことになろう。本研究ではそこまでの議論には手が届かなかった。けれども、「北部準州緊急対策/介入政策」の5年の後、現在問題になっているのは先住民と非先住民の諸指標のギャップを埋める Closing the Gap 政策である。国民国家がネオリベラル化する時、国民は国家の生産装置のような扱いを受けて有能な装置として商品管理の対象となり、修理不能な商品は廃棄されるかのような扱いを受けるのはオーストラリアだけの問題ではないし、その領域が変わるごとに公権力による介入点も変わってくる[cf. フーコー 1986;ブルデュー2000;ステューグリッツ 2002;原田 2007etc. ]。それゆえ、遠くの展望にはこうした諸問題を視野に収めたうえで、これまで文化人類学があまり取り扱ってこなかった文化境界線上の介入者たちのあり方に学び、20世紀に文化人類学が至宝としてきた文化相対主義をより実用的に飼いならす技法を研究する意味があるのである[cf. 浮ヶ谷 2013]。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 飯嶋秀治・西真如、暴力、『学際トーク CAFE』No. 3 京都大学グローバル生存学大学院連携プログラム、2014、pp. 4-5 (査読なし)
- ② 飯嶋秀治、自民族民族誌—オーストラリア先住民アランタ民族の場合—、宗教研究、87 巻別冊、2014、pp. 420-421 (査読なし)
- ③ 飯嶋秀治、アランタ研究黎明期、宗教研究、第 86 巻第 4 輯 375、2013、pp. 429-430 (査読なし)

[学会発表] (計5件)

- ① 飯嶋秀治、自民族民族誌—オーストラリア先住民アランタ民族の場合—、日本宗教学会第 72 回学術大会、2013 東京大会

- ② 飯嶋秀治、応答の人類学—その経緯と課題、文化人類学会第 47 回研究大会、2013、東京大会
- ③ 飯嶋秀治、アランタ研究黎明期、日本宗教学会第 71 回学術大会、2012、三重大会
- ④ 飯嶋秀治、臨床人類学、日本文化人類学会第 46 回研究大会、2012、広島大会
- ⑤ 飯嶋秀治、「暴力」に直面した時、日本文化人類学会第 45 回研究大会、2011、名古屋大会

[図書] (計1件)

- ① 飯嶋秀治、オーストラリア先住民の「暴力」といかにつきあうか、内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂/排除の人類学—開発・難民・福祉』昭和堂、2014、pp. 76-94

[その他]

ホームページ等

[http://www2.lit.kyushu-u.ac.jp/~com\\_reli/iijima/](http://www2.lit.kyushu-u.ac.jp/~com_reli/iijima/)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

飯嶋 秀治 (IIJIMA SHUJI)

九州大学・人間環境学研究院・准教授

研究者番号：60452728